

発行元: 税理士法人 のぞみ
相続手続 そうだん室TEL:0263-32-4737
TEL:0263-32-8600長野県松本市城西2-5-12
http://nozomi-tax.jp/

成年年齢が18歳に引き下げられました 相続税・贈与税への影響は？



ご存知の通り、民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、相続税・贈与税における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われていますので、どんな影響が出てくるのか見ていきましょう。

相続税

●未成年者控除の控除額の縮小

相続税の未成年者控除とは、相続又は遺贈により財産を取得した者が未成年の場合に、その相続税額から一定金額を減額することができる制度です。控除額は成人するまでの年数に10万円を乗じた金額です。つまり、成年年齢の引き下げに伴い、未成年者控除額が2年分(実質20万円)少なくなることになります。

改正前(令和4年3月31日までに開始した相続)	改正後(令和4年4月1日以降に開始した相続)
(満20歳-相続開始時の年齢)×10万円	(満18歳-相続開始時の年齢)×10万円

●遺産分割協議への参加

相続人が未成年者である場合には、法律行為が制限され遺産分割協議に参加することができないため、代わりに法定代理人である親権者が参加したり、家庭裁判所で特別代理人の選任を受けたりする必要があります。しかし、今回の改正によって18・19歳も協議に単独参加ができるようになります。



贈与税

●暦年課税制度における特例税率の適用

1年間に贈与された財産の金額が110万円を超えると課税になる、暦年課税制度には「一般税率」と「特例税率」の2種類の税率があります。特例税率とは、贈与年の1月1日時点で成人している人が父母や祖父母などの直系尊属から贈与を受けた際に適用される税率で、一般税率よりも低く設定されています。今回、成年年齢が18歳に変更されるため、今までより2年早く特例税率を使うことが可能になります。



そのほかにも相続時精算課税制度や住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置など、贈与税の特例制度においても年齢要件が引き下げになっています。

以上のように、成年年齢の引き下げは相続税・贈与税において大きな影響があります。控除額の縮小等デメリットもありますが、贈与税では2年前倒して制度を適用できるため、賢く利用することで生前贈与などの対策を今までより早く進めることができます。